

浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情

趣旨：

「憲法第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

2021年9月1日より庁舎内（駐車場も含む）での録音が禁止になった。

何人かの市民が問題提起しているが、●●行革課長によると、

「切り取ってSNSにアップされ誤情報が市民を混乱させる」とか「職員の精神的負担を避けるため」という理由で、浜田市の方針で、●●副市長の指示により作られたそうである。

●●行革課長に尋ねたところ約1700ある市町村で、市の方針として録音禁止と決めたのは、数あるが、許可規定がないのは、浜田市だけだ。他に許可規定のない「完全録音禁止」をしているのは、浜田市以外に私は知りません。と、臆面もなく説明があった。

13ほど許可した例があるようだが、市民には知らされないままである。

HPには載せてくれませんか、半年前からお願いしているが聞いてもらえない。

ほかの自治体で「完全録音禁止」していないのに浜田市だけが禁止している。

しかし、自宅から電話をかけて会話を録音することはOKということだ。

これでは、中途半端で実効性がない。

それなら、許可規定を加えるべきではなかろうか？

議員の皆さん、いろいろなレベルの市民がいます、書くのが遅い、録音なら時間はいらぬ、証拠として録音したいなど、

浜田市の職員は証拠のために録音が許可される。

市と市民は対等の関係と定めた条例にも違反するのではなかろうか？

間違いがないように録音することを検討してもらいたい

